

## 令和6年度子どものための教育・保育給付費の各種加算認定手続きについて（昨年度からの変更点）

資料1-5

手続き名	令和5年度	令和6年度
衛生管理加算	<p>書面による申請</p> <p>認定後、請求ソフトによる遡及請求</p>	<p>書面による申請の廃止</p> <p>請求ソフトによる申請・請求 （4月から当初請求可）</p>
地域活動事業費	<p>12月末までに指定の様式による申請</p> <p>認定後、翌年度4月に追加請求</p> <p>年度末以降に実績報告書を提出</p>	<p>書面による申請の廃止</p> <p>事業の実施に要する費用が確定次第、請求ソフトによる申請・請求可（各年度1回のみ） ※加算限度額は1施設あたり年額200,000円</p> <p>年度末以降に実績報告書を提出</p>
施設機能強化 推進費加算	<p>対象物品について 過去の認定実績等により判断</p>	<p>対象物品の見直し、認定基準の整理</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>